

調整給付金(不足額給付分)申請書(Ⅱ型)

※ 本給付金は申請により、次の条件全てに該当する方に対して、一律支給するものです。

- ・所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ(≒本人として定額減税対象外)
- ・税制度上、「扶養親族」から外れてしまう(≒扶養親族等としても定額減税対象外)
- ・低所得世帯向け給付(令和5年度非課税給付等、令和6年度非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

＜給付対象になり得る方の例＞

- ・合計所得金額48万円超の者
- ・青色事業専従者、事業専従者(白色)

支給自治体
(令和7年度個人住民税の課税自治体)

笛吹市長 殿

※申請期限：令和7年10月31日(金)

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 次の支給要件に該当する場合、原則として**4万円**が支給されますが、当初調整給付時の状況によっては支給額が減少することがあります。また、本市において最終的な審査・確認の結果、支給要件に該当しないことが判明した場合は調整給付金(不足額給付分)は支給されません。 ※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施した低所得世帯向け給付を受給しなかった
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施した低所得世帯向け給付を受給しなかった

- ② 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

- ③ 公簿等で確認できない場合は、申請期限内に関係書類の提出を行います。

1 申請者

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現住所・電話番号
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号

【代理で受給を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代理人 現住所・電話番号
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	現住所 日中に連絡可能な電話番号
	上記の者を代理人と認め、 調整給付金(不足額給付分)の受給を委任します。				署名 申請者 本人氏名

裏面も必ずご記入ください

(注) 電話番号は、書類に不備があった場合、とても重要ですので、日中に連絡可能な電話番号を必ず記入してください。

2 給付金の振込先口座の記入

次の口座へ振込を希望します(長期間入出金のない口座は記入しないでください。)

【振込先口座記入欄】下欄に記入の上「(1) 本人確認書類」と「(2) 振込先金融機関口座確認書類」を添付してください。

金融機関名		支店名		種別	口座番号 右詰めでご記入下さい。		口座名義(カナ) ※「1. 申請者又は代理人」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせて下さい。	
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所		1普通 2当座				
金融機関コード		店番号						

ゆうちょ銀行		店番		種別	口座番号 右詰めでご記入下さい。		口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい。	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、口座名義(カナ)の他「振込用の店番・種別・口座番号(7桁)」「(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。				1 普通 2 貯蓄 3 当座				

提出書類

※ 同封する書類を再度、確認の上、□にレ点を入れてください。

☐ 『調整給付金(不足額給付分) 申請書』(本書類)

※ 必要事項をご記入ください。

- ☐ 誓約・同意事項(表面中段)
- ☐ 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)
- ☐ 振込先口座(裏面上部)
- ☐ 署名(裏面下部)

☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票の写し(コピー) または 確定申告書の写し(コピー)』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年分所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)を提出してください。

☐ 『事業主の令和6年分所得税確定申告書の写し(コピー)または 青色申告決算書・収支内訳書(白色)の写し(コピー)等』

※ 青色事業専従者または事業専従者の方 のみ、提出してください。

☐ 『令和6年度個人住民税の納税通知書-または 課税証明書の写し(コピー)』

※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

※ 令和6年1月1日時点で住民登録があった自治体【市区長村】に確認してください。

(ただし、令和6年1月1日時点で本市に住民登録があった場合は不要です。)

☐ 『(1)本人(代理人)確認書類の鮮明な写し(コピー)』

※ 本人(代理人)の運転免許証、マイナンバーカード(表面のみ)、パスポート、健康保険証、介護保険証、年金手帳(証書)等の写し(コピー)を提出してください。 【いずれか一つ】

☐ 『(2)振込先口座を確認できる書類の鮮明な写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、振込先口座の、①金融機関名、②種別、③口座番号、④口座名義人(カナ)の全てを確認できる部分の写し(コピー)を提出してください。

(1)本人(代理人)確認書類と(2)口座確認書類の写しは、できるだけ1枚にまとめてコピーしてください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

※申請期限までに提出がない場合及び返送された申請書に不備があり本市が定めた期限までに必要な修正が行われない場合、

本市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※申請書類に不備が一つでもあると、支給ができません。

※申請を行うことなく亡くなった場合は、給付されません。

申請内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者(本人)氏名